



## 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金を支給します

新型コロナウイルス感染症により生活に困窮する世帯のうち、都道府県社会福祉協議会が実施する「総合支援資金の再貸付」が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため支援金を支給します。

※特例貸付等の詳細は、別添資料をご覧ください。

### ■支給対象世帯

以下のすべてを満たしている場合に申請することができます。

○緊急小口資金等の特例貸付を利用できない以下のいずれかの世帯であること

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯または8月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

○申請月において、世帯における生計の主たる維持者であること。

○収入が(1)と(2)の合計額を超えないこと。

- (1) 市民税均等割が非課税となる収入額の1/2分の1
- (2) 生活保護の住宅扶助基準額

○資産が上記(1)の6倍以下であること(ただし100万円以下)。

○今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと。

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと。

### ■支給対象世帯数(約1,300世帯)

千葉県社会福祉協議会から提供された総合支援資金の再貸付の申請者情報に基づき、対象となり得る世帯へ案内文と申請書類を送付(令和3年7月7日実施)。

### ■支給額・支給期間

【支給額】①単身世帯 6万円 ②2人世帯 8万円 ③3人以上世帯 10万円

【支給期間】3カ月間

### ■申請受付期間

令和3年7月12日から8月31日まで

### ■問い合わせ

松戸市生活困窮者自立支援金コールセンター(7月12日開設)

☎050-5050-1425(平日8時30分~17時)

### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市福祉長寿部 生活支援一課 ☎047-366-7349

FAX 047-366-1143 ✉ mcseikatsushien1@city.matsudo.chiba.jp

# 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ特例貸付を実施しています。

（令和3年8月末まで申込受付）※総合支援資金の延長貸付については、令和3年3月末日までに申請をした世帯をもって終了。

## 緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

**対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯  
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

<b>貸付上限額</b>	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内		
<b>据置期間</b>	1年以内		
<b>償還期限</b>	2年以内	<b>貸付利子・保証人</b>	無利子・不要

## 総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

**対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯  
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

<b>貸付上限額</b>	（2人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内	（貸付期間：原則3か月以内） ※ 自立相談支援機関による支援を受ける場合に、3か月の延長が可能です。 ※ 令和3年8月末までに緊急小口資金と総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受ける場合に、再貸付（3か月以内60万円以内）が利用できます。
<b>据置期間</b>	1年以内	
<b>償還期限</b>	10年以内	
<b>貸付利子・保証人</b>	無利子・不要	

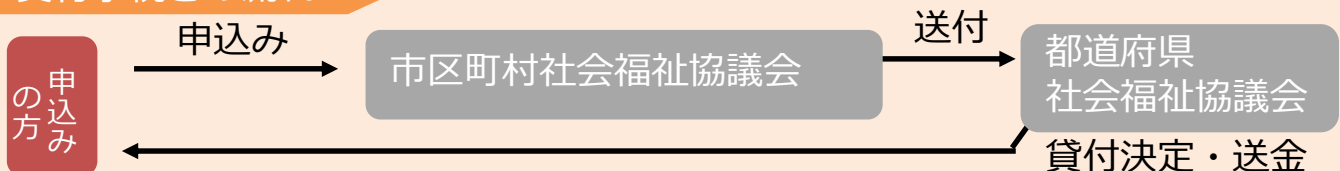
※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。（緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行います。総合支援資金については、①初回貸付分は緊急小口資金と同様に令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認、②延長貸付分は令和5年度の住民税非課税を確認、③再貸付分は令和6年度の住民税非課税を確認し、それぞれ一括免除を行います。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主となります。）

※2 まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3か月貸し付けることで対応。（原則最大80万円）

※3 総合支援資金については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行います。

※4 令和4年3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について、返済の開始時期を令和4年3月末まで延長します。

## 貸付手続きの流れ



● 一般的なお問合せは **相談コールセンター**  
0120-46-1999 ※ 平日9:00～17:00

● 生活支援特設ホームページ（特例貸付）は [こちら](#)

● お申込みはお住まいの **市区町村社会福祉協議会** にお電話ください。  
※ 郵送でのお申込みもできます。

※ 多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



# 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。

**申請方法・申請先につきましては、詳細が決まり次第お知らせします。**

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

<b>対象者</b>	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（※）で、以下の要件を満たすもの （※） <ul style="list-style-type: none"><li>・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯</li><li>・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯</li><li>・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯</li></ul> <p><b>(1) 収入要件</b> 収入が①②の合算額を超えないこと（月額） ①市町村民税均等割非課税額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額</p> <p><b>(2) 資産要件</b> 預貯金が①の6倍以下であること（ただし100万円以下）</p> <p><b>(3) 求職等要件</b> 以下のいずれかの要件を満たすこと<ul style="list-style-type: none"><li>・ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと</li><li>・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと</li></ul></p>
<b>支給額 （月額）</b>	単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円 ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給が可能。
<b>支給期間</b>	7月以降の申請月から3か月（申請受付は8月末まで）

- i** ●この支援金に関する**お問合せは以下のコールセンターでお受けします**  
0120-46-8030 ※ 平日9:00～17:00
- 生活支援特設ホームページは[こちら](#)



# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

## 1 支給対象世帯

### 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

### 上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

#### ■ 収入が、①+②の合計額を超えないこと

- ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
- ②生活保護の住宅扶助基準額

#### ■ 資産が、上記①の6倍以下（ただし100万円以下）

#### ■ 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

## 2 支給額・支給期間

### 月額の手給額

※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

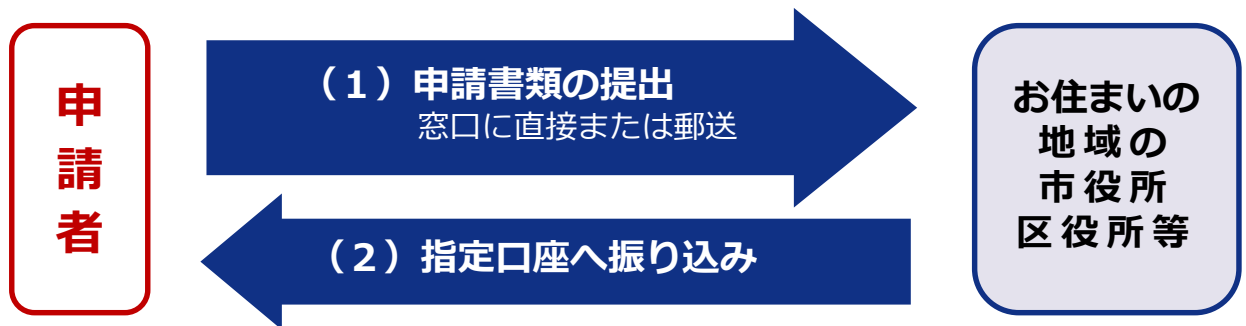
### 3 支給のための手続き（予定）

**申請は7月以降になります。**

▶お住まいの地域の市役所・区役所（町村にお住まいの方は、お近くの福祉事務所がある役所）への申請が必要です。申請方法は、申請窓口へ直接または郵送でご提出いただく予定です。

▶申請書に必要な書類は、後刻、下記の特設ホームページでご案内する予定です。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。



お問い合わせ

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030

【受付時間】 平日9:00~17:00

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

後刻、以下の情報を更新予定です。

→申請手続きの動画解説

→申請に必要な書類の詳しい情報

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



**!** 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。